

マイナンバー制度の活用 (説明資料①)



愛称：マイナちゃん

平成29年2月24日
内閣官房 番号制度推進室

「世界最先端IT 国家創造宣言」 (平成28年5月20日閣議決定)

(平成27年6月30日閣議決定) の変更 (抄)

(抜粋)

I. 世界最先端 IT 国家創造宣言に基づくこれまでの成果

1. これまでの代表的な成果

(2) マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

- コンビニのキオスク端末による戸籍証明書の交付や、母子健康情報の提供等
- 国家公務員ICカード身分証のマイナンバーカードへの一体化
- マイナンバーカードの国民への無償配布

II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目)

3. [重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決

(2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革

- マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化の検討
- 一連の子育て関連手続に関しては、窓口訪問や郵送等なしにマイナンバーカードを用いて一括して手続が行えるようマイナポータルとの今後の連携の在り方も含め検討を推進

(3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

- 国・地方公共団体の調達情報の共有を開始。マイナンバーカードを用いた国・地方公共団体における調達手続の簡素化や、各種申請手続や定期的な行政手続の簡素化、国民の利便性向上に大きな効果がある業務での利活用案の検討
- 公的個人認証サービスを活用した法人間取引における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討
- マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、民間事業者の送達サービスを活用した官民の証明書類の受け取りや子育て支援・引越・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン・コンビニ端末等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを順次実現
- 利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分(公的個人認証機能等)を活用した公共施設や自治体ポイントなどの自治体サービスのクラウド使用による効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用推進等、可能なものから順次実現

「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表」改定（抄）

（平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

（抜粋）

3. 【重点項目3】超少子高齢社会における諸課題の解決

（2）マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革

- マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの提供…………… 3ページ

（3）IT利活用による諸課題の解決に資する取組

③. マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

- マイナポータルの構築・利活用…………… 4ページ

- ・ 本人確認の連携による官民のオンラインサービスのシームレスな連携（e-Tax、ねんきんネット、その他民間サービス等）

- マイナンバーカードの普及・利活用の促進…………… 5ページ

- ・ 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討

- ・ マイナンバーカードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、民間事業者と検討

- ・ 医療保険のオンライン資格確認システムを段階的に導入し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを可能に

- ・ 印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化

- ・ 各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、その可否も含めて検討

- ・ 民間事業者による空き領域の利用

- ・ 公的個人認証機能のスマートフォンで読み取り申請の実現や、利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードの実現

- ・ マイナンバーカードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大し、順次、対象手続きを拡大。また、コンビニ交付サービスで構築された電子証明書の有効性確認等の機能を他のサービスでも活用できることとするための検討

- ・ 利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分を活用した公共施設や自治体ポイント等の効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用の推進

- ・ 公的な身分証明書として、官民の本人確認を要する場面における利用

- ・ 公的個人認証サービスについて、順次、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しを行うとともに、民間事業者への利用の働きかけ

- ・ 災害発生時や生活再建支援時等における、マイナンバー制度を用いたより正確、迅速かつ効率的な避難状況等の把握等に当たつての情報の共有の在り方について、マイナンバー制度の見直しも含めて検討

実施スケジュール (3. [重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決)

年度	中期			長期			KPI
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(2) マイナンバー等を活用した子育て行政サービスの変革 マイナポータルを活用した 子育てワンストップサービスの提供	子育てに関する各種手続き及び必要書類の洗い出し【内閣官房、関係府省庁】						
	・保育所、児童手当、母子保健、ひとり親支援等の手続きについては早期に検討 ・整理 【内閣官房、関係府省庁】						
	子育てワンストップサービスに向けたシステムの設計・構築 【内閣官房】						
	地方公共団体との提供サービスの調整等実施に向けたサポート 【内閣官房、関係府省庁】						
					子育てワンストップサービスの提供に向けた広報 【内閣官房、関係府省庁】		
					子育てワンストップサービスの提供 【内閣官房、関係府省庁】		
必要書類の様式を共通化することの検討 【内閣官房、関係府省庁】							

実施スケジュール (3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決)

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
③IT活用による諸課題の解決に資する取組 ③マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性向上	マイナンバー・法人番号の付番・通知準備 【総務省、国税庁】			マイナンバー・法人番号の利用 【関係府省庁】						・マイナンバーカードの発行枚数
	情報提供NWS・マイナポータル構築【内閣官房、総務省】			情報提供NWS・マイナポータルの運用【内閣府、総務省】						
	主な機能・内容の検討 【内閣官房】			・主な機能・内容の検討及び所要のシステム構築・制度見直し【内閣官房、総務省、関係府省庁】 自己情報表示、情報提供等記録表示、プッシュ型サービス、ワンストップサービス、民間事業者の送達サービスを活用した官民の証明書類の受け取り、電子決済サービス等(再掲)			・順次、サービス提供を開始【内閣府、総務省、関係府省庁】 自己情報表示、情報提供等記録表示、プッシュ型サービス、子育て支援、引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、民間事業者の送達サービスを活用した官民の証明書類の受け取り、電子決済サービス等(再掲)			
	トラストフレームワークの検討 【経済産業省】			・利便性の向上とセキュリティ確保のバランスがとれた認証機能や認証連携の仕組みの検討・構築 【内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省庁】			・順次、官民のオンラインサービスのシームレスな連携を開始 【内閣府、総務省、関係府省庁】 e-Taxやねんきんネット等との連携 民間サービスとの連携等			
	携帯電話・CATVを用いた行政サービスの利用に係る技術的課題の整理【総務省】			利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討 【内閣官房、総務省、関係府省庁】			順次、利用チャネル及び認証手段を拡大 【内閣府、総務省、関係府省庁】			
			公共施設等への端末設置や代理利用の整理等いわゆる情報弱者の利用に向けた対応策の検討【内閣官房、総務省】			順次、対応策を実施 【内閣府、総務省、関係府省庁】				
			・「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」に基づく取組の着実な実施【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】 年金・国税・地方税等に関する各種行政手続に係るワンストップ型サービスの提供、ワンクリック免除申請の導入、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告手続の簡素化等							

世界最先端IT国家創造宣言 工程表(平成28年5月20日改訂)抜粋

マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上②

実施スケジュール (3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決)

年度	短期			中期			長期			KPI			
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021				
(3) IT活用による諸課題の解決に資する取組 ③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性向上 マイナンバーカードの普及・利活用の促進	マイナンバーカードの交付準備【総務省】			マイナンバーカードの交付【総務省】						・マイナンバーカードの発行枚数			
				国家公務員身分証の一体化【内閣官房、総務省、関係府省庁】									
	暮らしに係る公的サービス及び国家資格等の資格の証明に係るカード類の一元化に向けた検討・印鑑登録者識別カードや施設利用カード等のマイナンバーカードへの一体化等、市町村による独自利用の推進【内閣府、総務省、関係府省庁】			地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証、民間企業の社員証等としての利用検討促進【内閣官房、総務省、文部科学省、関係府省庁】									
				キャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けた民間事業者との検討【内閣官房、総務省、金融庁、経済産業省】			マイナンバーカードの健康保険証として利用【厚生労働省】(再掲)						
				医療保険オンライン資格確認システムの整備【厚生労働省】									
				行政が発行する各種カード(印鑑登録者識別カード、施設利用カード等)との一体化【内閣官房、総務省、関係府省庁】									
				各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省、関係府省庁】									
				市町村による独自利用の推進【内閣府、総務省、関係府省庁】									
				民間事業者による空き領域利用のための必要な整備【内閣府、総務省】									
				自動車検査登録事務において公的個人認証機能を活用した提出書類の合理化を実現			自動車検査登録事務における公的個人認証機能の活用、提出書類の合理化等の推進				提出書類の更なる合理化等のための制度上の措置の検討・実施		
				公的個人認証機能のスマートフォンでの読み取り申請・ダウンロード実現のための技術開発・必要な措置を検討・実施【総務省】									
	マイナンバーカードを利用した住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者の拡大、対象手続きの拡大の検討【総務省】			コンビニ交付実施団体の人口の合計が6千万人を超える ・地方公共団体・事業者の参加拡大 ・検討を踏まえ、順次、対象手続きを拡大【総務省】									
				利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分を活用した公共施設や自治体ポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用の促進など、マイナンバーカードの利便性向上策の検討、順次実現【総務省、外務省、経済産業省】									
	本人確認手段としての利用に向けた調整・周知【総務省、関係府省庁】			法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において利用【総務省、関係府省庁】									
	・公的個人認証サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しの検討 ・民間利用のユースケースの明確化、民間事業者への利用の働きかけ【内閣官房、総務省、関係府省庁】			・検討を踏まえ、順次、行政手続き等の拡大・見直しを実施 ・署名検証者の民間事業者への拡大【総務省、関係府省庁】 災害時及び生活再建支援における情報共有のあり方検討【内閣官房、関係府省庁】									

実施スケジュール (3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決)

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
③マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性向上 (3)IT活用による諸課題の解決に資する取組	法人番号の活用推進	国・地方公共団体が法人に係る情報(調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続の見直しの検討【内閣官房、関係府省庁】	国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際の法人番号の併記の徹底【関係府省庁】							
		「法人ポータル」の検討・構築【内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省庁】	国・地方公共団体等の既存の法人情報サイトとの連携APIを公開する等、民間事業者等における利活用の促進を図る【関係府省庁】							
		既存の法人に係る各種番号との連携による法人情報の利活用方策の検討【内閣府、経済産業省、関係府省庁】	・既存の法人に係る各種番号との連携による法人情報の利活用方策の実施・推進【関係府省庁】 ・個人事業主及び法人の支店又は事業所への付番のニーズの洗い出し・実現方法の検討【内閣府、関係府省庁】							
			マイナンバーカード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化に向けた制度的措置及びシステム構築に関する検討【総務省】	運用開始(地方公共団体での利用可能化)【総務省】						
	マイナンバーの活用推進	地方公共団体に対する助言・情報提供等の支援、災害時のマイナンバー利用や総合窓口等の取組加速【内閣府、総務省、関係府省庁】								
		ニーズの洗い出し、関係府省庁における具体的検討・必要な制度改正等【内閣府、関係府省庁】								
		マイナンバーの利用範囲拡大(特に戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務)等の検討【内閣府、関係府省庁】								

マイナンバー制度の活用 (説明資料)



愛称：マイナちゃん

平成29年2月24日
内閣官房 番号制度推進室

マイナンバー制度導入後のロードマップ（案）

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (H31年) 2020年 (H32年)

<p>マイナンバー</p>	<p>番号の通知</p>	<p>【2016年1月から順次】 マイナンバーの利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障分野 (失業給付申請、日本年金機構への相談・照会) ・ 税分野 (28年分所得の申告書、法定調書等への記載) ・ 災害対策分野 (被災者台帳の作成) 	<p>【2017年夏頃から順次】 行政機関間の情報連携開始</p>	<p>【2018年1月から】 ・ 預貯金口座への付番</p>	<p>マイナンバーの利用範囲の拡大について、戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務等を中心に検討</p>
<p>マイナンバーカード</p>		<p>【2016年1月から】 マイナンバーカード（個人番号カード）の利用開始</p> <p>【2016年から順次】 公的個人認証・ICチップの民間開放、国家公務員身分証一元化 旧姓併記等の券面記載事項の充実</p>		<p>【2018年度から段階的運用開始】 健康保険証としての利用</p>	
<p>マイナポータル</p>	<p>マイナポータルの構築</p>		<p>【2017年から順次、同年夏頃から本格運用開始】 マイナポータルの運用開始</p> <p>情報提供等記録表示・自己情報表示・プッシュ型お知らせサービス・ワンストップサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ e-Taxやねんきんネット、民間サービスとの連携 ・ 税・社会保険料のクレジットカード納付 ・ テレビ・スマートフォン等利用チャネル拡大 ・ 子育てワンストップサービスの実施 ・ ワンストップサービス(引越・死亡等のライフイベントなど)の提供 ・ 国民年金保険料のワンクリック免除申請 ・ 医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化 など 		

日本年金機構は、2017年11月末までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない

情報提供ネットワークシステムにより情報連携される主な情報と利用

番号法又は地方公共団体の条例若しくは個人情報保護委員会規則に基づき、
情報提供ネットワークシステムを利用できる 情報照会者、 利用事務、 情報提供者、 共有する特定個人情報を限定列挙。

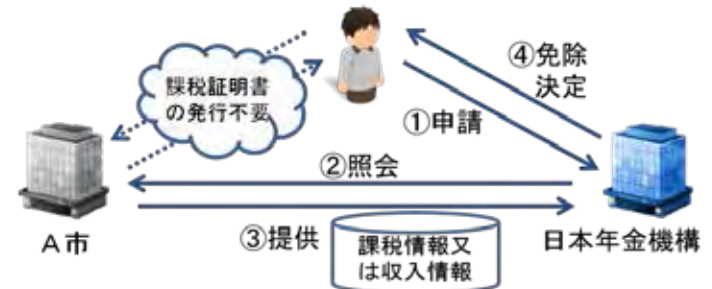
別表第二(第19条関係)

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

国民年金法による保険料の徴収に関する事務
児童手当法による児童手当の支給に関する事務 等

【事例】国民年金保険料の免除申請

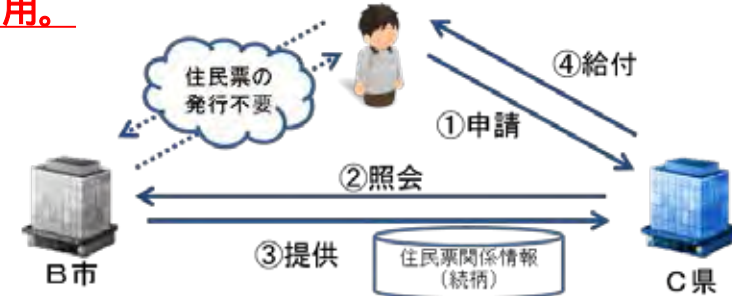


住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請

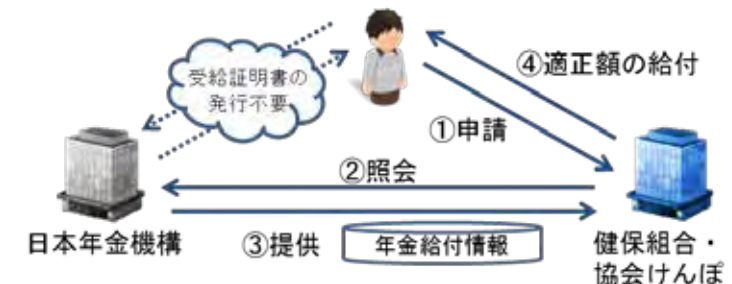


他の社会保障給付に関する情報

社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。
住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

健康保険法による保険給付の支給に関する事務
労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】傷病手当金の申請



上記の他、障害者関係情報、生活保護関係情報(種類と支給額)、年金の加入者情報、保険料の徴収情報について、社会保障の事務で共有する場合があります。

マイナポータルのメインメニュー

マイナポータルにログインすることで、平成29年夏頃以降様々なサービスが利用可能となります。

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができるようになります。



D 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請(子育てワンストップサービス)が可能となります。

F 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング(ページ)やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

G もっとつながる(外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

マイナポータルについて、平成29年夏頃からの本格運用に先立ち、以下の通り平成29年1月16日よりアカウント設定や国税庁のe-Taxとの認証連携等を開始いたしました。

アカウント設定等開始日

平成29年1月16日(月)午前8時30分

利用できる機能

- ・マイナンバーカードによるログイン
- ・アカウント設定（通知先メールアドレス、ニックネーム登録など）
- ・認証連携（マイナポータルからシームレスにe-Taxのメッセージボックス等の確認が可能）
- ・操作に関するお問い合わせの送信及びよくある質問の閲覧
- ・自治体のウェブサイトへのリンクの登録

利用できる端末

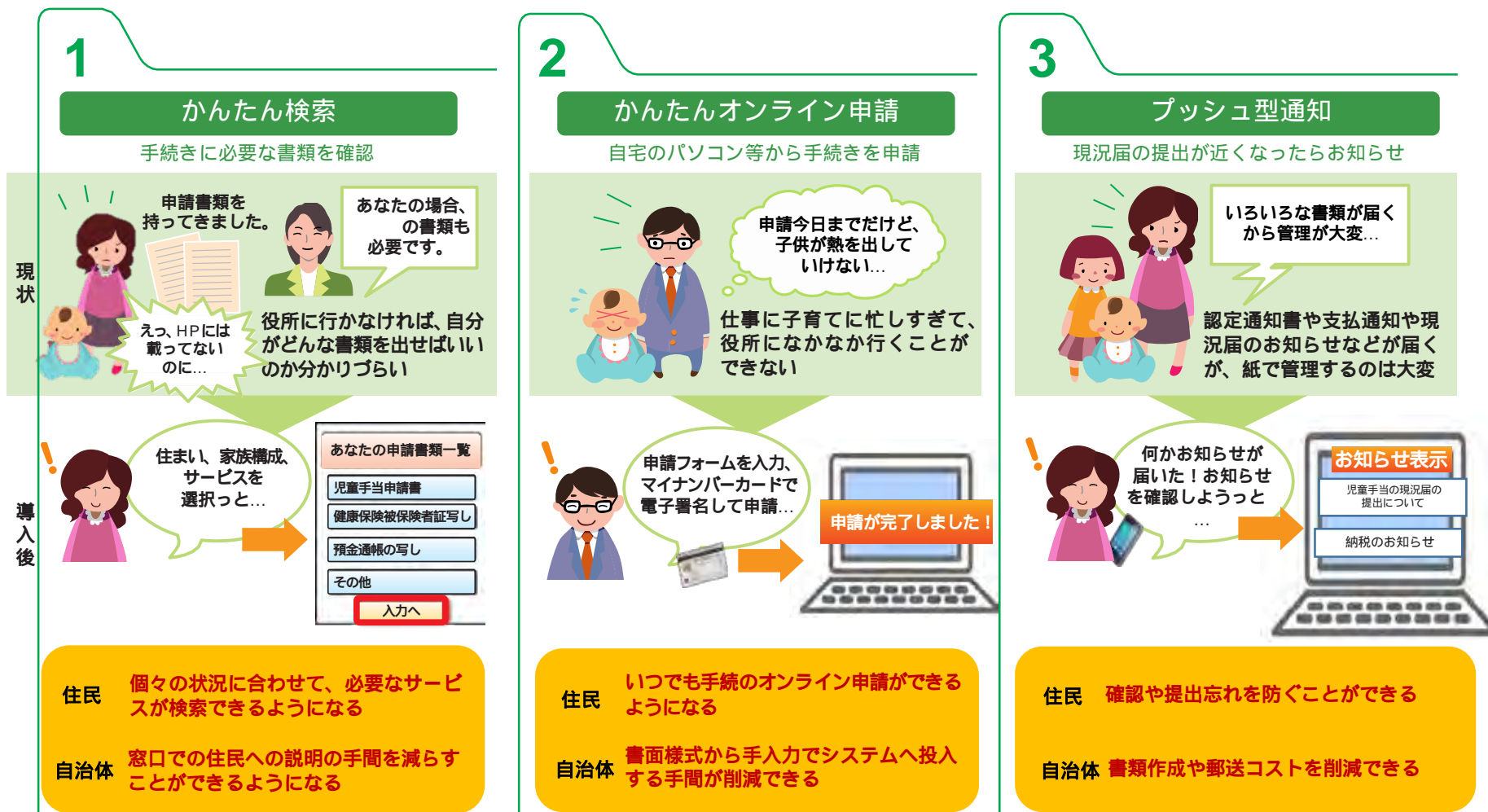
- ・平成29年夏頃からの本格運用まではパソコンからの利用のみ（ICカードリーダーが必要）
- ・引き続き、スマートフォン、タブレット、テレビ、コンビニ端末での利用を検討していく

マイナポータルについて

- ・概要はこちら <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/myna-portal.html>
- ・ログイン前画面はこちら <https://myna.go.jp>

子育てワンストップサービスで便利になること

- ・ サービス検索機能によって、自分にぴったりのサービスを検索できます。
- ・ 利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能となります。
- ・ 忘れてしまいがちな手続きもプッシュ型通知でお知らせします。




【マイナポータル】子育てワンストップサービス【取組】

多くの国民にマイナンバーカードの利便性を実感いただくため、「マイナポータルにおける子育てワンストップサービス」として「**児童手当**」、「**保育**」、「**母子保健**」、「**ひとり親支援**」の**手続**について、平成29年夏頃から全地方公共団体において子育てワンストップサービスを導入し、積極的に運用していけるよう、必要な環境整備及び一斉スタート後の進捗管理・サポートを行う。

- 「子育てワンストップ検討タスクフォース」で取りまとめた対象手続に加え、本チームで検討したオンライン化に馴染む手続を加え、平成29年夏頃以降実施する対象手続として整理。
- 地方公共団体の具体的な検討を推進するため、地方公共団体が平成28年10月上旬時点で必要な情報等について、ヒアリングを実施し、関係府省での課題整理で活用。

（主なヒアリング結果）

- ・ 平成29年度予算要求に必要なシステム改修範囲等の明示
- ・ 電子申請・お知らせにおけるルール（オンラインでの署名・送達・受理日等）の提示
- ・ 子育てワンストップに係る事務処理要領等の提示
- 地方公共団体向け説明会（11月14日、都道府県・東京23区・指定都市担当者向け）及び関係事業者向け説明会（11月2日・14日）を実施。
- 地方公共団体職員と双方向で情報共有することが可能な機能のサービスを開始。
（地方公共団体の課題・困りごとを把握し、必要な対応に係る情報提供等を行っている）



平成29年夏頃からの全地方公共団体における子育てワンストップサービスの導入に向けて、本チームの「**アクションプログラム**」として、以下を取りまとめる（詳細は次頁）。

関係府省の実施事項 **地方公共団体の実施事項・実施作業へのフォローアップ**

【マイナポータル】子育てワンストップサービス【取りまとめ】

関係府省及び地方公共団体の主な実施事項

主体	タスク	対応
内閣官房	・ 地方公共団体のシステム改修等に必要な経費に対する地方財政措置（特別交付税措置）	平成29・30年度のシステム改修等について、特別交付税措置を行う
	・ 地方公共団体の平成29年度予算編成、電子申請・お知らせ機能のシステム対応への情報提供	システム対応に係る情報をH28年11月地方公共団体向け説明会で提示
	・ 子育てワンストップにおけるルール（オンラインでの署名・送達・受理日等）の情報提供	オンライン化法令に基づくルールを整理し、H28年11月地方公共団体向け説明会で提示
制度所管府省	・ 子育てワンストップ実施による事務処理要領等の修正、地方公共団体への情報提供	事務処理要領等の変更（H28年末に提示）
地方公共団体	・ システム改修範囲の確認・特定個人情報保護評価の見直し範囲の確認、対応	「地方公共団体向けガイドライン」の策定（H28年末に提示） <ul style="list-style-type: none"> 市区町村の担当者が行う実施作業（システム改修の範囲、関係法令、職員教育等）及びそのスケジュールに関し、具体的に記載。 平成29年夏頃からの一斉スタートに向けて、全市区町村の作業進捗状況を確認し、遅延団体に対して適切なフォローアップを行っていく。
	・ 事務処理要領等の変更	
	・ 法令の確認、条例整備・改正	
	・ 担当者への教育	
	・ 電子申請・お知らせ機能及びマイナンバーカード取得に係る広報	

更なるワンストップサービスの検討・業務改革（BPR）の推進

- 平成29年夏頃からの子育てワンストップサービスに加え、順次、対象分野の拡大を検討していく。
- より効率的かつ質の高い行政サービスの実現に向けて、地方公共団体間で異なる運用・様式・システムの標準化・共同化に向けた取組を推進する。

目的

- 平成29年夏頃からの子育てワンストップサービス開始として、全地方公共団体のマイナポータルにおける電子申請やお知らせ機能を活用した子育てサービスの提供を実現可能とするよう、地方公共団体にて実施する作業項目を「**子育てワンストップサービス実現に向けた地方公共団体向けガイドライン**」として提示。

記載項目

1章 はじめに

- ・ 目的
- ・ 子育てワンストップサービス対象手続
- ・ マイナポータル及びサービス検索・電子申請機能の概要
- ・ H29年夏頃開始に向けた標準スケジュール
- ・ 用語定義
- ・ 参考資料一覧

2章 サービス検索・電子申請機能

- ・ 企画（対象範囲の確認・事務処理要領等の修正・利用経路の選定・見積もり・予算要求・調達等）
- ・ システム対応（改修範囲の確認・開発・テスト・本番準備等）
- ・ 特定個人情報保護評価（影響範囲の確認・見直し）
- ・ 関係法令（オンライン化法令・条例等の確認・整備等）
- ・ 職員教育（事務フロー及びシステム対応に係る教育等）
- ・ 広報（広報紙や各事務手続での案内・周知等）

3章 お知らせ機能

- ・ 企画（対象範囲の確認・事務処理要領等の修正・利用経路の選定・見積もり・予算要求・調達等）
- ・ システム対応（改修範囲の確認・開発・テスト・本番準備等）
- ・ 特定個人情報保護評価（影響範囲の確認・見直し）
- ・ 関係法令（オンライン化法令・条例等の確認・整備等）
- ・ 職員教育（事務フロー及びシステム対応に係る教育等）
- ・ 広報（広報紙や各事務手続での案内・周知等）

4章 タスク一覧

- 利用経路別の作業項目一覧
- ・ 各作業項目別の実施工程等
- ・ 参考となる資料等

5章 地方公共団体へのフォローアップ

- デジタルPMOを通じたフォローアップの実施
- ・ 概要・スケジュール等
- ・ 各機関の役割分担 等

マイナンバーカードを活用した利活用将来像

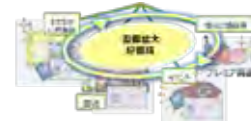
母子健康情報・おしらせ

- 母子健康情報をいつでもどこでも閲覧
- 電子私書箱あてに自治体からの予防接種のおしらせ通知により、受診漏れ防止



地域経済を応援

- マイナンバーカード1枚で自治体ポイントなど様々なサービス利用が可能。
- 民間ポイントを自治体ポイントに交換し、商店街等で活用



インターネットバンキング

- インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



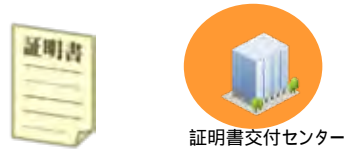
チケットレスサービス

- コンサート会場への入場時にマイナンバーカードを使ってスムーズに入場



行政サービスの利便性向上

- コンビニ交付サービスの基盤について、地方公共団体の窓口など他の場面で活用



ワンストップサービス

- 年金支給の生存確認をケーブルテレビから簡便に実施（現況届）
- 保育所の利用申請手続（雇用証明書取得を含む）を在宅から実施



官民様々なサービス基盤との連携

災害時の避難指示・見守り

- 迅速な個人への避難の呼びかけ
- 健康状況を確認、遠隔サポート



避難所での適切な住民支援

- 迅速な避難状況の把握により、避難状況にあわせた支援物資の準備



住民の利便性向上、生産性向上等

地域経済活性化、好循環拡大

マイナンバーカードの申請・発行・交付状況

【29年2月19日（日）時点】

	累計数	1日当たり平均 (2月13日～2月19日)	1日当たり平均 (1月の1か月間)
申請受付数	12,931,226	14,226	10,558
発送枚数	12,623,159	12,405	11,480
交付前設定 実施済み数	12,360,958	15,311 (土日、祝日除く)	16,586 (土日、祝日除く)
交付実施済 み数	10,445,906	18,389 (土日、祝日除く)	16,970 (土日、祝日除く)

マイナンバーカードの社員証等としての利用（経済団体宛て依頼文）

府 番 第 232 号
総 行 住 第 220 号
平成 28 年 11 月 25 日

（別記：経済団体）宛て

内閣府大臣官房番号制度担当室長
総務省自治行政局長
（公 印 省 略）

企業従業員等に対するマイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報について（依頼）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進に御協力いただき、深く感謝申し上げます。
本年 1 月に番号の利用とマイナンバーカード（個人番号カード）の交付が始まり、来年 7 月からは国・地方公共団体における情報連携やマイナポータルの本格運用が開始される予定です。このため、国においては、マイナンバー制度、特にマイナンバーカードやマイナポータルに係る周知・広報を集中的に展開することとしております。

マイナンバーカードは、国民に無料で交付され、公的な身分証として官民の本人確認を要する場面での利用が期待されるとともに、ICチップの空き領域を活用し、企業の社員証・入退館証として利用することが可能です。政府では、国家公務員 IC カード身分証との一体化や、健康保険証としての利用など、多様な利活用方策について、関係省庁が一体となって検討を進めています（別添 1）。

また、マイナンバーカードの利便性向上のため、コンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスや、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの全ての市区町村での導入に向けた検討など、マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について、先般、地方公共団体に対し、依頼しているところです。

企業にとっては、従業員等がマイナンバーカードを取得することにより、従業員等の個人番号の取得や氏名・住所等の確認を一層迅速・正確・効率的に行うことが可能となります。また、従業員等にとっても、マイナンバーカードの取得により、コンビニ交付サービスや子育てワンストップサービスを活用することができるようになります。

つきましては、各企業において従業員等に対するマイナンバー制度の周知やマイナンバーカードの申請促進、社員証等としての活用に関する取組を進めていただきたく、貴団体におかれましては、下記について参照の上、傘下団体・企業等への周知に御協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

記

（1）広報チラシの活用

マイナンバーカードのメリットなどをわかりやすくまとめたチラシを作成しました（別添 2）。内閣府（内閣官房）マイナンバー HP（URL：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）からダウンロード可能ですので、年末調整に必要な書類の記載を従業員等に依頼する際の頒布や社内広報紙への掲載など、各企業における従業員等への周知に積極的に御活用ください。

（2）マイナンバーカードの公的な身分証としての利用

マイナンバーカードについては、基本 4 情報（氏名、住所、生年月日及び性別）が記載された顔写真付きの公的な身分証として、官民の本人確認を要する場面における本人確認書類として利用することが可能です。

昨今、一般の方々より実際の本人確認の場面でマイナンバーカードを提示したが本人確認書類として認められなかったという苦情が多く寄せられております。

本人確認の実務の場面においては、本人確認書類の写しをとることや記号番号等の記録などを行うこととしている場合には、写真のある表面のみ写しをとること、記号番号等の記録としては個人番号以外の事項（例えば、発行者や有効期間）を記載することによりご対応いただくことで本人確認書類としての利用が可能と考え

ております。

実際に店頭で本人確認を行う担当職員向けマニュアルに、利用可能な本人確認書類の例示としてマイナンバーカードを追記するなど、積極的なご対応をお願いいたします。

（3）マイナンバーカードの社員証・入退館証としての利活用

平成 28 年 10 月より、マイナンバーカードの IC チップの空き領域に ID 等を格納したアプリケーションを搭載することで、企業の IC カード社員証や入退館証として利用することが可能となりました。また、地方公共団体情報システム機構が提供するクラウドサービスにより、アプリケーションの搭載が簡単・安価に実現可能となっております。

関係 HP に掲載されている「導入の手引き」（https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bango-ap/cms_bangoap.html）を御確認の上、積極的な御検討をお願いいたします。

なお、現在、従業員 2,000 名強の規模の企業において、入退室管理や個人情報取扱業務へのアクセス許可を目的とした導入の申請を承っており、また、単独で従業員 20,000 名強の規模の企業において、セキュリティアーム用の入退室 IC カードとして利用を検討したい旨のご相談を承っているなど、導入に向けた具体的な取組を支援しておりますことを申し添えます。

（4）マイナンバーカードの一括申請の利用

企業におけるマイナンバーカードの一括申請として、従業員等の申請書を企業の事務担当者が取りまとめ、申請受付事業者に対して一括して申請する方法、企業に市区町村職員が外向き、従業員等の本人確認を行い、一括して申請を受け付ける方法があります（別添 3）。なお、においては交付されるカードは郵送で交付され、申請者の市区町村役場への往訪は不要です。

マイナンバーカードの申請に係る従業員の負担を軽減する観点から、関係市区町村に相談の上、積極的に御活用ください。国においても、地方公共団体に対し、一括申請に関する積極的な対応を依頼している旨申し添えます（別添 4）。

- 1 上記依頼文を日本経済団体連合会、経済同友会、新経済連盟、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本青年会議所宛てに送付
- 2 同様の依頼文を各府省宛てに別途送付

「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

全国のコンビニエンスストア（約50,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、更なる導入団体の普及拡大を図る。（ ）

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成29年1月4日時点	306	6,123万人
平成28年度末見込み	383	7,232万人

（ ） コンビニ交付サービスの導入促進に関する総務大臣通知(平成28年9月16日)(抄)

「全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。」

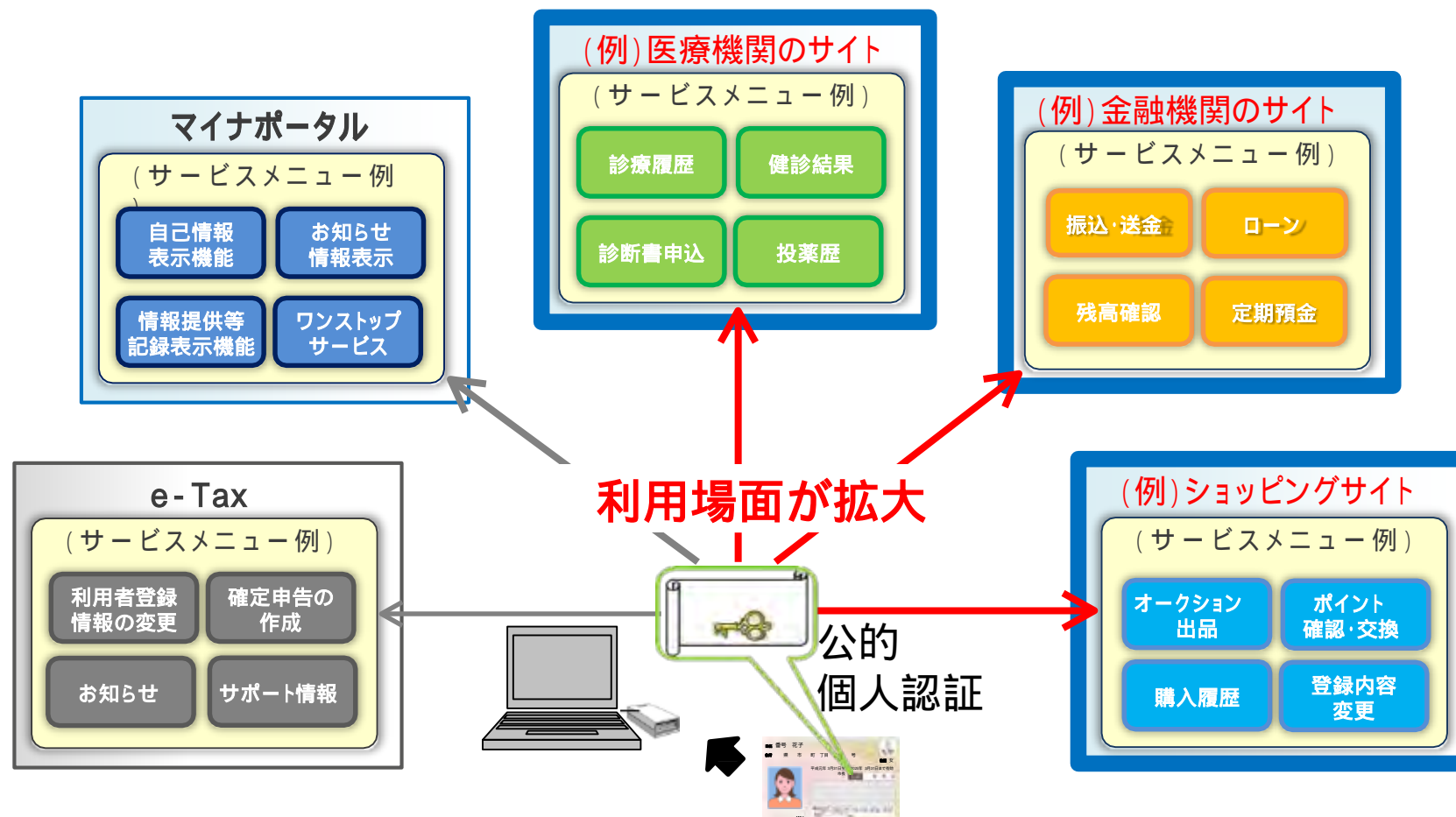


年度別コンビニ交付通数(平成28年12月15日時点)

種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
住民票	259,500	360,944	432,348	408,639
住記載	228	1,260	2,213	2,935
印鑑	215,581	326,237	393,904	371,508
税	12,478	31,075	46,253	61,361
戸籍	12,433	20,518	24,643	24,468
附票	1,241	2,103	2,951	2,544
合計	501,461	742,137	902,312	871,455

公的個人認証サービスの民間利用について

- l e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを、民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- l ネットバンクやネットショッピングにおいて、安価で迅速な **顧客登録(アカウント開設)時の本人確認**、ID・パスワードに比べ格段にセキュリティーの高い **ログイン時のユーザー確認**、**顧客情報変更の把握** などが可能



公的個人認証の民間開放（公的個人認証を利用した本人確認サービスの提供）

～プラットフォーム事業を担う民間事業者～

NTTコミュニケーションズ株式会社

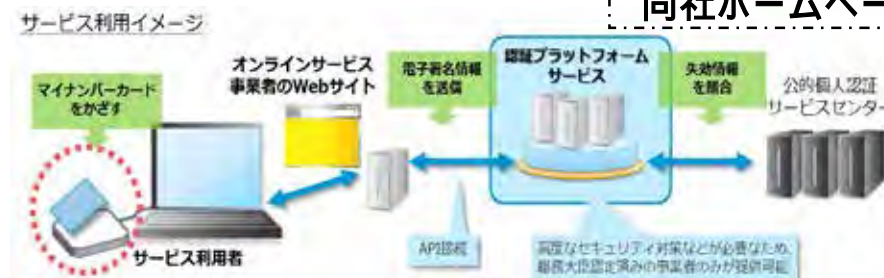


【サービスの特長】

マイナンバーカードによる新しいオンライン本人確認
APIの利用により、簡易な開発で導入可能

正確な氏名/住所/生年月日/性別のデータ提供が可能
オンライン申込における成りすましや改ざん防止

同社ホームページより抜粋



現在は、公的個人認証サービスのプラットフォーム事業を行おうとする民間事業者の大臣認定が相次いでおり、更に大臣認定申請及び大臣認定が続く見込みである。国のみならず、これらのプラットフォーム事業者も、公的個人認証サービスの魅力を各民間事業者に説明し、その利用を積極的に働きかけており、オンラインバンキングなどのインターネット取引をはじめ、銀行、クレジット、携帯電話、生保などの各分野において、サービス利用の検討が積極的に行われている。

プラットフォーム事業・・・公的個人認証サービスを利用するために必要となる電子証明書の有効性確認等のシステムを整備し、その機能をクラウドサービスとして各民間事業者に提供する事業

マイナンバーカードを健康保険証として利用（健康保険証オンライン資格確認）

世界最先端IT国家創造宣言 工程表（平成28年5月20日改定）

○ 適切な医療・介護や生活支援サービスの提供

- ・平成30年度から医療保険のオンライン資格確認システムを段階的に導入し、**マイナンバーカードを健康保険証として利用することを可能**とする。

日本再興戦略 改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）

○ 医療等分野における番号制度の導入

- ・セキュリティの徹底的な確保を図りつつ、マイナンバー制度のインフラを活用し、**医療等分野における番号制度を導入**する。【2018年度から段階的運用開始、2020年までに本格運用】

マイナンバーカードを健康保険証として利用可能にする

マイナンバーカードで、医療機関の窓口での医療保険資格の確認ができる仕組みを構築する。（オンライン資格確認）

【従来】



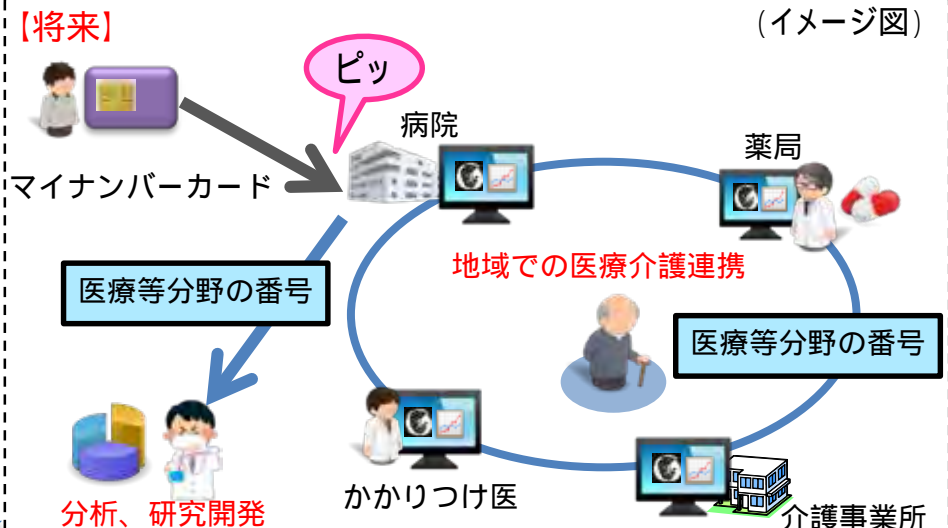
【将来】



医療連携や研究に利用可能な番号の導入

病院、診療所間の患者情報の共有や、医学研究でのデータ管理などに利用可能な番号を検討、導入

【将来】



マイナンバーカードが幅広くいきわたり、医療情報を自分の健康や医療の発展のために有効に利活用できる社会

マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンについて

- マイナンバーカードの電子証明書情報の読み取りに対応したスマートフォンが登場。
- 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が、基準に適合した対応スマートフォンを順次公表。



スマートフォンの
背面にかざす



マイナンバー
カード

【想定される利用シーン】

インターネットバンキングへのログイン、残高照会等

インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



マイナポータルと連携した子育てワンストップサービス

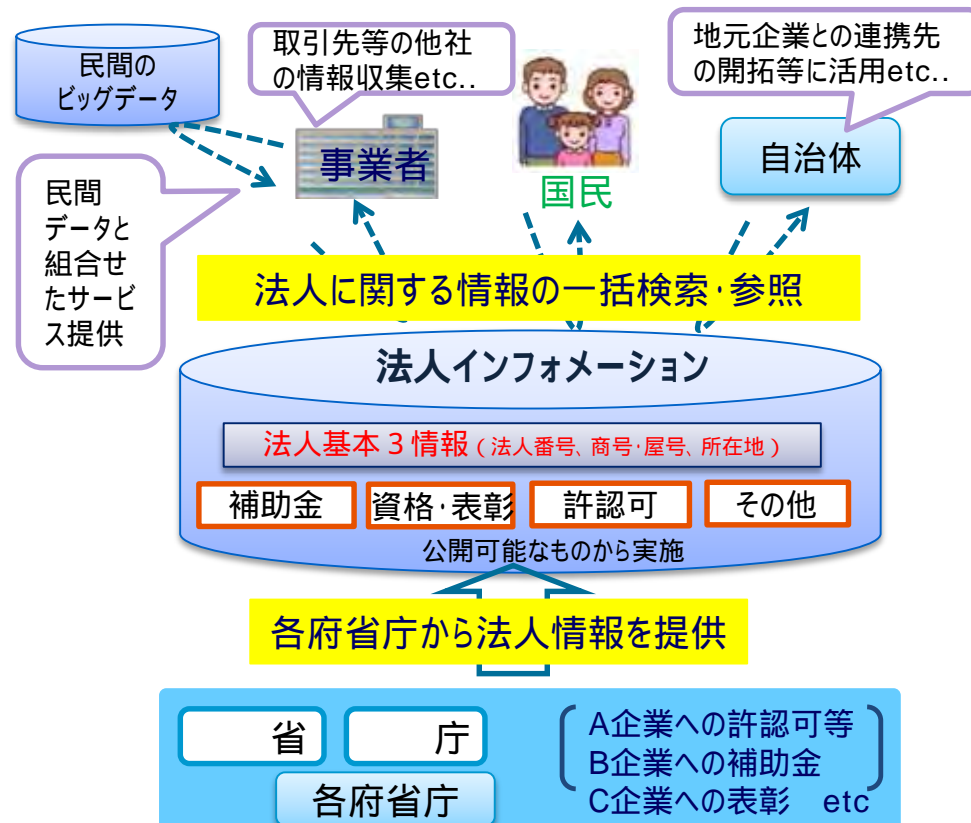
マイナポータルへのログインをスマートフォンから可能に



法人インフォメーションとは <http://hojin-info.go.jp>



- 1 政府が保有する法人活動情報について、一括検索、閲覧、取得できるシステムです。
- 1 取引先等の情報収集や連携先の開拓等の際に、政府からの補助金や表彰等の状況が確認可能です。
- 1 また、機械可読に適した形式で、外部からデータを自動取得可能としており、民間データと組み合わせたサービス等にも活用いただけます。
- 1 共通語彙基盤（IMI）を使ってデータ整理が行われており、国際的な法人情報の交換等、非常に相互運用性の高い構造になっています。



掲載されている法人活動情報数（H29.1.19現在）

補助金交付情報 （平成27年度・28年度上期分）	約53,000件
委託契約情報 （平成27年度・28年度上期分）	約50,000件
行政処分情報	約160件
許認可・届出情報 統一資格有資格者（総務省）、信用金庫免許、郵便局 銀行代理者許可（金融庁）など	約136,000件
表彰情報 女性社員の活躍推進（厚生労働省）など	約25,000件

約260,000件の法人活動情報を掲載しています。今後も、順次追加していきます。